

## 随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	令和7年度大阪イノベーションハイブ機能刷新業務委託	その他	オカムラ・乃村共同体	129,953,439円	令和7年7月10日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
2	国際見本市会場(インテックス大阪)の改修方針等の検討業務委託(その2)	その他	(株)三菱総合研究所	16,481,300円	令和7年7月30日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
3	泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画(仮称)作成支援及び検討調査等業務委託	その他	(公財)文化財建造物保存技術協会	87,586,400円	令和7年8月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
4	舞洲体育館のあり方検討調査業務委託	その他	有限責任監査法人トーマツ大阪事務所	16,500,000円	令和7年8月26日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和7年度スポーツ情報発信事業業務委託	その他	ミズノスポーツサービス(株)	4,966,500円	令和7年8月27日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
6	令和7年度咲くやこの花賞受賞者等支援事業企画運営業務委託	その他	(一社)アーツインテグレート	11,846,000円	令和7年9月3日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
7	令和7年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託	その他	(公社)大阪フィルハーモニー協会	6,896,000円	令和7年9月30日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度大阪イノベーションハブ機能刷新業務委託

## 2 契約の相手方

オカムラ・乃村共同体

## 3 隨意契約理由

本業務は、現在運営している施設の機能を新しく見直し、スタートアップ企業への支援が効果的かつ効率的に実施可能となることをめざしており、什器の選定も含めた空間レイアウトの提案が不可欠であることから、専門的な知識や豊富な経験を必要とする業務であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部イノベーション課（電話番号 06-6615-3015）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

国際見本市会場（インテックス大阪）の改修方針等の検討業務委託（その2）

## 2 契約の相手方

株式会社三菱総合研究所

## 3 隨意契約理由

本業務は、IR-MICE の拡張計画も踏まえ、今後の展示会・見本市の開催動向や IR-MICE の展示施設と公的展示施設の役割の違いなどを調査・分析し、それらを踏まえて求められる施設機能や必要規模を整理・検討し、今後の改修方法の比較を行うと共に、調査結果を踏まえた最適な事業方法の検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、展示施設に関する専門的な調査・分析検討を行う必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、株式会社三菱総合研究所の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、株式会社三菱総合研究所を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3741）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画（仮称）作成支援及び検討調査等業務委託

## 2 契約の相手方

公益財団法人文化財建造物保存技術協会

## 3 随意契約理由

本業務は、泉布観（重要文化財）・旧桜宮公会堂（正面玄関が重要文化財）・泉布観地区（史跡）について、文化財にかかる専門的で高度な知識、技術及び豊かな経験をもとに、適切な保存・活用方針や措置等にかかる内容を作成するものである。その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、公益財団法人文化財建造物保存技術協会の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ公益財団法人文化財建造物保存技術協会を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3890）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

舞洲体育館のあり方検討調査業務委託

## 2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

## 3 隨意契約理由

舞洲体育館（以下「本施設」という。）は、平成7年（1995年）に建設され、各種団体の大会など約30年にわたり利用されてきたが、建物や設備の老朽化が著しく、機能面においても市場価値の減退が懸念される状況にある。そのような状況の中、他都市においては新たなアリーナの建設や既存アリーナの改修が進められており、本施設においても将来に向けた有効な活用方法について検討が必要となっている。

本業務は、本施設において多角的な調査を行い、活用の可能性や改修・運営形態などの事業手法等を整理し、本市のスポーツ施設として相応しい施設のあり方を検討することを目的として実施するものであり、契約相手方には、大規模施設の調査業務に精通しているほか、対象案件に適した専門的知識や経験など高度な専門的機能を発揮することが必要とされるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3870）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度スポーツ情報発信事業業務委託

## 2 契約の相手方

ミズノスポーツサービス株式会社

## 3 隨意契約理由

本業務は、継続的にスポーツ実施率向上に向けた広報を行う必要があり、そのためには現状分析、企画提案、計画執行等、高度で専門的な技術力が求められる。その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、ミズノスポーツサービス株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、ミズノスポーツサービス株式会社を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3863）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度咲くやこの花賞受賞者等支援事業企画運営業務委託

## 2 契約の相手方

一般社団法人アーツインテグレート

## 3 隨意契約理由

本業務は、「咲くやこの花賞」の周知、贈呈式の開催や受賞者の発表機会の提供などにより、「第3次大阪市文化振興計画」における芸術文化を創造する人材や支える人材の支援に取り組み、市民の「咲くやこの花賞」への理解を深め、応援する土壤を育むとともに、大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市であることを発信するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募について1事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、一般社団法人アーツインテグレートを受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3890）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託

## 2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会 総務局

## 3 隨意契約理由

本業務は、心豊かでいきいきとした活力に満ちた、都市としての魅力あふれる「芸術文化都市」の創造を目指し、市民（特に青少年）が芸術に親しむ環境づくりを行い、芸術文化が生活の一部となること、また、自ら芸術家を目指す者を育てるために、子どもの頃から「身近で気軽に芸術文化にふれること」や「第一級の芸術にふれること」で、より豊かな感性を育み、生涯にわたって芸術文化に親しむきっかけとすることを目的として、市立中学生（吹奏楽部等に所属する生徒）を対象に、プロのオーケストラ奏者に直接指導を受けながら、吹奏楽の演奏技術の向上を図り、音楽ホール等においてフルオーケストラと市立中学生の共演コンサートを実施するものである。

本業務の実施にあたっては、フルオーケストラと市立中学生が共演するコンサートを企画するノウハウを持ち、かつ市民が第一級の音楽にふれることができるコンサートを実現するものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募について1事業者から応募があり、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、公益社団法人大阪フィルハーモニー協会総務局を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5174）